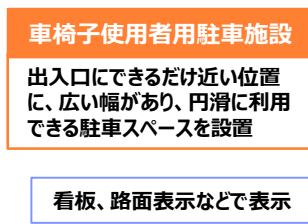


車椅子利用者用駐車施設等のソフトに係る これまでの取組と検討の進め方について

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に向けたこれまでの取組

- バリアフリー法においては、一定規模以上の特別特定建築物等において、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられているが、幅の広い障害者等用駐車区画に障害のない人が駐車する等により、真に必要な障害者の方（車椅子使用者等）が利用できない状況も見られる。
- 多くの府県において導入されている「パーキング・パーミット制度」について、平成29年度に検討会※を開催し、未導入の地方公共団体における制度導入に向けた機運の醸成や制度の抱える課題の解消による魅力向上などが必要とされたところ。



・歩行に全く問題のない方が出入口に近い障害者等駐車スペースを利用すると、真に必要な障害者の方（車椅子使用者等）が利用できない。

・設置義務となっている障害者等駐車場（幅広）とは別途障害者等駐車場を設けている例もある。

※ 平成29年度「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」（座長：高橋教授（東洋大）、委員：学識経験者、障害当事者等）

ポスター・チラシ及びパンフレットによる啓発

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進についてのポスター・チラシを作成し、キャンペーンを通じて、一般利用者向けに適正利用に関する広報啓発を行うとともに、施設管理者向けにパーキング・パーミット制度等の取組を紹介。

事例集によるパーキング・パーミット制度の導入促進

パーキング・パーミット制度
 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を設定し、施設管理者の任意の協力の下、当該施設の障害者等用駐車区画について、条件に該当する希望者が共通に利用できる利用証を交付する制度。

平成30年度に、障害者等用駐車区画の抱える課題を解消するための取組み等の収集・整理を行い、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」を作成し、地方公共団体に周知。



<ポスター・チラシ表面>



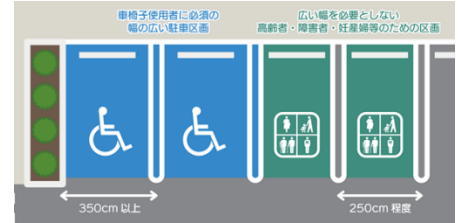
<チラシ裏面>



<利用証の例>



<標識の例>



<ダブルスペースのイメージ>

パーキングパーミット制度の導入促進方策について ~平成29年度検討会とりまとめ~

とりまとめの背景・目的

- 幅の広い障害者等用駐車区画に障害がない人が駐車する等により、**障害のある人等が駐車できないという問題**が発生。当該区画の**適正利用が課題**。
- このため、多くの府県において導入されている「**パーキングパーミット制度**」について、**より広く普及し**、その結果として障害者等用駐車区画の適正利用が進むよう、**とるべき施策等について、とりまとめる**。

制度の現状

パーキングパーミット制度とは

利用できる対象者の範囲を設定し、**施設管理者の任意の協力のもと**、当該施設の**障害者等用駐車区画について**、条件に該当する希望者が共通に利用できる**利用証を交付する制度**。



利用証



駐車区画

- 平成18年の佐賀県の導入以降、全国に拡大。平成30年5月時点で**36府県3市が導入** ※未導入の都道府県：北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県 等
 - 対象施設、利用対象者の要件等詳細については、**地方公共団体が地域の実情を踏まえて制度設計**(不適正な駐車に対する**罰則なし**)。
 - **36府県1市**において**利用証の相互利用**を実施。
- 効果**
- ・ **9割**の導入済地方公共団体が**適正利用促進の効果あり**と回答。
 - ・ 相互利用についても**7割**が、利用者の利便向上に効果ありと回答。

制度普及に向けた課題

■ 制度未導入の地方公共団体における、制度を導入しない主な理由

- 障害者等用駐車区画の適正利用に向け**独自の取組を実施**していること。
- 利用対象者数が多く、利用証の発行手続き等の**行政コスト見合う効果が見込まれない**こと。
- 利用対象者数に見合う**駐車区画が不足**していること。

■ 制度を導入している地方公共団体における、制度の課題

- 利用対象者数に見合う**駐車区画が不足**していること。
- 健常者等の**不適正な駐車により本制度の対象者が駐車できない問題が解決しない**こと。
- 利用者が障害者等用駐車区画に集中することにより、**真に幅の広い駐車区画が必要な車椅子使用者が駐車できない問題が解決しない**こと。 等



- ・ 未導入の地方公共団体における**制度導入に向けた機運の醸成が必要**。
- ・ 並行して、**制度の抱える課題の解消による魅力向上が必要**。

パーキングパーミット制度の導入促進方策について

■ 当面実施すべき事項について

- ① 未導入の地方公共団体における**制度導入に向けた機運の醸成事例集**やパンフレットを作成し、制度導入済の地方公共団体と連携して普及促進。
- ② **制度の魅力向上**
制度の課題の解消に向け、下記のような**好事例を整理し、地方公共団体に紹介**。
 - ・ 幅の広い障害者等用駐車区画に加え、**通常幅の駐車区画(プラスワンスペース)の制度利用者への提供**による利用者向け駐車区画の拡大。
 - ・ **ゲート等により障害者等用駐車区画を隔離し**、不適正駐車を防止。
 - ・ **車椅子利用者と他の利用者で利用証を区分し**、車椅子利用者の利用を円滑化。
- ③ 障害者等用駐車区画の適正利用について、**国民の理解と協力を求める啓発活動の推進**

■ その他の事項について

- **全国一律の制度化(罰則の導入)**
 - ・ 全国一律の制度とし、一律に罰則を設けることについては、**制度の現状に照らし**、地方公共団体、施設管理者、さらには利用者の**コンセンサスが得られる状況とは言えない**ため、**まずは制度の全国的な普及に向けて、制度の改善と普及啓発**を行う必要(罰則については他法令とのバランス等の問題も要考慮)。
- **相互利用**
 - ・ 利用証のデザインや施設での表示方法の統一等の課題について、導入済地方公共団体が参加する協議会等において、必要に応じて解決策を検討していくことが望まれる。

- 平成29年度に「パーキングパーミット制度」未導入の地方公共団体における制度導入に向けた機運の醸成や制度の抱える課題の解消による魅力向上などが必要とされた※¹ところ。
- 平成30年度に、障害者等用駐車区画の抱える課題を解消するための取組等の収集・整理※²を行い、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」を作成。

※¹ 平成29年度「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」におけるとりまとめによる。
 ※² 平成30年度「パーキングパーミット制度の導入促進に向けた障害者等用駐車区画の適正利用に関する検討会」による。
 (座長：高橋教授(東洋大)、委員：学識経験者、障害当事者等)

<パーキング・パーミット制度事例集の構成>

目次

- パーキング・パーミット制度の概要
 - パーキング・パーミット制度の導入状況
 - パーキング・パーミット制度利用対象者の要件
- 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
 - 車椅子使用者用駐車施設に関する設計について
 - 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
 - 障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組
- 障害者等用駐車区画の事例
 - 不適正利用防止の取組
 - 駐車区画確保の取組
 - その他の取組
- パーキング・パーミット制度の運用
 - パーキング・パーミット制度の運用状況
- 海外のパーキング・パーミット制度
 - オーストラリア(ニューサウスウェールズ州) ■ ニュージーランド
 - シンガポール ■ 韓国 ■ 英国 ■ カナダ(オンタリオ州)
 - アメリカ合衆国(ニューヨーク州・カリフォルニア州)
- 全国のパーキング・パーミット制度
 - パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体

■ パーキング・パーミット制度の概要
 都道府県における制度の導入状況及び利用対象者の要件について整理

■ 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
 バリアフリー法に規定される車椅子使用者用駐車施設の設計の考え方や障害者等用駐車区画に関する都道府県の取組・認識について整理

■ 障害者等用駐車区画の事例
 標識や看板の設置、障害者等用駐車区画の塗装やシート貼り付け等の不適正利用防止の取組やダブルスペース等の駐車区画確保の取組等の事例を紹介



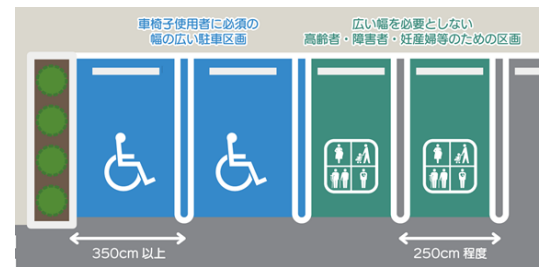
<利用証(富山県)>



<標識の例>



<床面を青色に塗装の例>



<ダブルスペースのイメージ>

■ パーキング・パーミット制度の運用
 利用証交付手続き件数や年間経費、利用証の不適正利用等への対応等について整理

車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進 ~令和2年バリアフリー法改正~

令和2年5月20日公布
令和3年4月1日施行

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



(障害者用トイレ)

等

施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

キャンペーン概要

○令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、車椅子使用者用駐車施設を含む、「高齢者障害者等用施設等」の適正な利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務を新たに課すこととしており、令和3年4月に施行される。

改正バリアフリー法の施行に向けて、**一般利用者向けに車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するマナー啓発**を行うとともに、**施設管理者向けにパーキング・パーミット制度等の取組を紹介**するキャンペーンを試行的に実施



<ポスター・チラシ表面>



<チラシ裏面>

令和3年の取組予定

■実施期間

通年
 ※集中掲出期間
 令和3年4月1日(木)～
 5月9日(日)

■ポスター・チラシ配布枚数

- ・ポスター 約8,200枚
- ・チラシ 約106,000枚

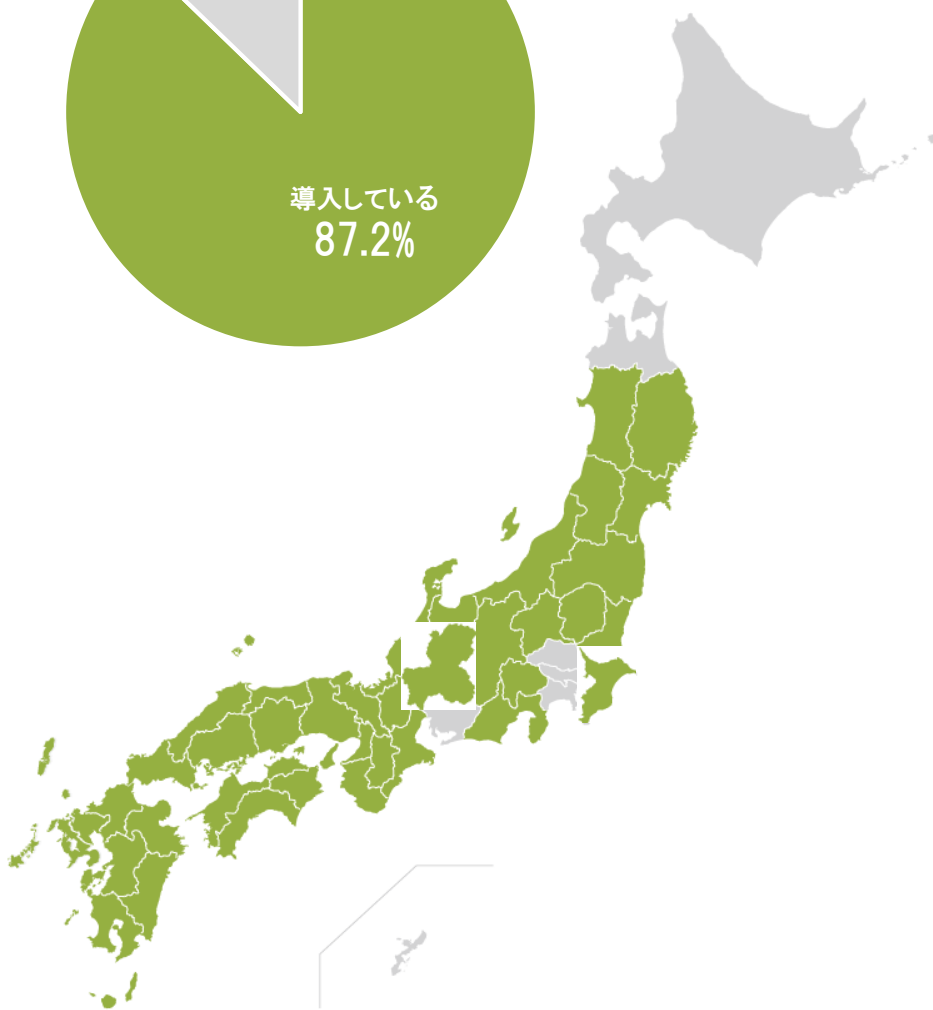
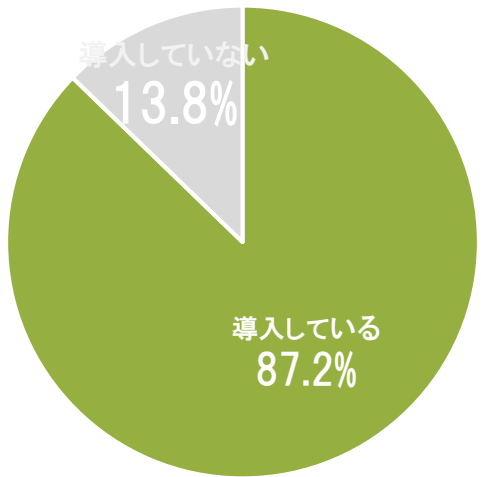
■協力団体、機関等 (約950団体)

- ・ショッピングセンター
- ・百貨店
- ・ビル
- ・道の駅
- ・高速道路会社
- ・地方公共団体 等

■SNSを活用したマナー啓発

・国土交通省公式Twitter

パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体(令和3年7月末現在)



図：制度を導入している都道府県

制度導入40府県 4市 (年度別)

H18	佐賀県				
H19	山形県	福井県	長崎県	熊本県	
H20	栃木県	島根県			
H21	福島県	群馬県	鳥取県	徳島県	川口市
	鹿児島県				
H22	岩手県	岡山県	山口県	愛媛県	
	高知県				
H23	茨城県	新潟県	京都府	広島県	久喜市
	香川県	福岡県	大分県	宮崎県	
H24	静岡県	山梨県	三重県	兵庫県	那覇市
H25	滋賀県	大阪府			
H27	石川県	奈良県	和歌山県		
H28	秋田県	長野県			
H30	宮城県				
R1	岐阜県				
R2	富山県				浦添市
R3	千葉県				

論点1. 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者について

現状・課題等

- バリアフリー法に基づき、一定の場合に車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられているが、幅の広い車椅子使用者用駐車施設に障害のない人が駐車する等により、真に必要な車椅子使用者等が利用できない状況等の課題がある。
- 限られた駐車区画を真に必要な車椅子使用者等が利用できる環境を整備するためには、法にいう「高齢者、障害者等」のうち、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の考え方を明確化する必要。

■ 現行制度上の対象者の考え方

移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和2年4月改正)

2 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用

- ・ 法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。
- ・ 施設の利用者(車椅子使用者その他の障害者等を除く。)は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

■ 車椅子使用者用駐車区画の利用対象者の事例

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

- 利用証は「車いす使用者用駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」との2種類を交付
- 上記「車いす使用者用駐車区画」の交付対象者は
 - ・ 車いすを常時使用する身体障がい者のうち、下肢又は体幹機能障がい1級及び2級、脳原性運動機能障がいによる移動機能障がい1級
 - ・ 車いすを常時使用する要介護者のうち、要介護状態区分が要介護3、4及び5
 - ・ 上記のほか、車いすの常時使用が必要と認められる者

※車いす使用者以外の利用対象者は、ゆずりあい駐車区画に駐車できない場合は、車いす使用者用駐車区画に駐車できるものの、施設入口付近の一般用の駐車区画への駐車にも努めるよう注意喚起。

今後の調査方針

- 全国の都道府県等を対象として、車椅子使用者用駐車区画施設の利用対象者の考え方(利用証交付対象者を区分している場合には当該区分の考え方等)について調査
 - パーキング・パーミット制度を運用する府県市を対象として、車椅子使用者用駐車施設の確保状況や利用実態(利用頻度や利用対象者の明確化における課題等)について調査
- ※ 上記のほか、理学療法士等の専門家より利用対象者の明確化に関するご意見をヒアリング 等

論点2. パーキング・パーミット制度の対象者等制度のあり方について

現状・課題等

- パーキング・パーミット制度の対象者は、身体障害者、要介護、要支援、妊産婦や一時的なけが人など多岐に渡り、車椅子使用者用駐車施設以外の駐車区画も含めて必要な方のために駐車区画を確保する制度として運用されている。
- 地域の実状(制度の対象となる駐車区画の確保の状況、公共交通の状況等)を踏まえつつも、全国的にこのような駐車区画を必要とする方にとって必要な区画が確保されるための制度のあり方についての検討が必要。

■全国の府県における制度の対象者（平成30年度時点）

■身体障害者区分

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		37	37	37	37	—	—
聴覚障害	聴覚障害	—	22	22	—	—	1
	平衡機能障害	—	—	37	—	34	—
音声言語機能障害		—	—	—	—	—	—
肢体不自由	上肢	37	37	5	5	—	—
	下肢	37	37	37	37	35	35
	体幹	37	37	37	—	34	—
脳原性運動機能障害	上肢機能	36	36	2	2	—	—
	移動機能	36	36	36	34	33	33
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	腎臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	呼吸器機能障害	37	—	37	35	—	—
	膀胱又は直腸機能障害	37	—	37	35	—	—
	小腸機能障害	37	—	37	35	—	—
	肝臓機能障害	37	37	37	33	—	—
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		37	37	37	35	—	—

■高齢者

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
37	37	37	37	34	5	4

■知的障害

A1	A2	B1	B2	C
37	37	1	1	—

■精神障害

1級	2級	3級
33	1	—

■難病患者

特定疾患医療受給者	特定医療費（指定難病）受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他
33	31	28	7

■妊産婦

母子手帳取得～	妊娠7カ月～	～産後3カ月	～産後6カ月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
11	26	16	3	11	5	1

■けが人

車椅子・杖使用者等移動配慮者
34

■多様な利用者に対する配慮の事例

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度
 制度の対象とする妊産婦について、多胎児の場合には産後1年6ヶ月まで(単胎児の場合は産後1年まで)

今後の調査方針

- パーキング・パーミット制度を運用する府県市を対象として、パーキング・パーミット制度の利用対象者の考え方等(利用対象者ごとの実績及び対象の考え方等)について調査
- 上記とともに、車椅子使用者用駐車施設以外も含む駐車区画の確保状況や利用実態(利用頻度や利用対象者の明確化における課題等)について調査

論点3. 駐車区画の確保等について

現状・課題等

- 利用対象者数に見合う駐車区画の不足が課題。
- 本制度に関する啓発活動や魅力向上等の駐車区画確保のために施設設置管理者等の協力を得る取組とあわせて、限られた駐車区画を効率的に利用する対応事例の普及が必要。
- 必要な駐車区画の確保にあたっては、都市の特性(大都市か地方都市か、公共交通の状況等)にも応じた取組のあり方や地域として必要な区画を確保する取組など多様な観点からの方策を検討。

■限られた駐車区画を効率的に利用する先進的取組

取組事例(ハード)

- 車椅子使用者用駐車施設等の空き状況表示を取り入れている事例。
- 駐車区画の入り口その他、最近では、駐車場全体のマップにも空き状況を表示されている事例もある。
- 広い駐車場でも効率的に区画を利用できるよう取組みがなされている。



(商業施設の事例)

取組事例(ソフト)

- 車椅子使用者用駐車施設が、満車の場合や悪天候時など、車の乗降が難しい場合に、施設に連絡することで、職員のサポートが受けられる取組。
- 多くの駐車区画を設けられず、「満車で停められない」との声も多かったが、取組実施により、そのような声が減少している。
- 悪天候時に屋根なし駐車場へ停める場合の利用が特に多い。



駐車SOSコール

屋根付き駐車場の満車時、雨天・悪天候時などで、車からの乗降が困難な方は携帯電話で下記までコールください
すぐにスタッフがお手伝いに伺います

駐車SOSコール(障害者交流センター)



(障害者福祉施設の事例)

今後の調査方針

- 本制度を運用する府縣市等を対象として、施設の用途に応じた駐車区画の確保の現状(駐車区画数やパーキング・パーミット制度導入後の駐車区画数の傾向、施設設置管理者の協力を得るための工夫等)を調査
- 施設設置管理者等を対象として、必要な駐車区画の確保における課題や効率的利用等の対応事例等をヒアリング調査

論点4. 不適正駐車対策等制度の実効性確保について

現状・課題等

- 車椅子使用者用駐車施設等の不適正駐車対策について、駐車施設利用者のマナー向上のための普及啓発の取組とあわせて、**制度の実効性確保のための罰則の導入**が検討課題。
- 制度の実効性を確保する観点から、**制度を運用する府県市や施設設置管理者等がハード・ソフトの不適正駐車対策の取組**を実施しており、このような対応事例の普及により制度の実効性確保を図ることも必要。

■ 不適正駐車対策の取組事例(制度導入府県による取組)

佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)制度
 協力施設との協定書において、

- ・ 利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導
- ・ 利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示
- ・ 利用状況の把握、適正利用の周知 等について定めている。

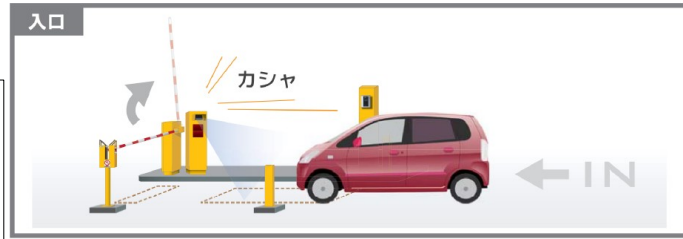
鹿児島県身障者用駐車場利用証制度
 協力施設の管理者向けに、不適正利用車両への周知・啓発用チラシや周知・啓発用アナウンスを作成し、情報提供している。

■ 罰則規定に係る課題(平成29年度検討会とりまとめ)

- ・制度の対象となる施設は協力に基づいており、一定の基準のもと一律に導入されているものではないこと
- ・各地方公共団体において罰則を設けない理由として、実効性を担保できないことが最も多く、仮に罰則を設けたとしても、その対応は困難であること
- ・地方公共団体で条例により利用証の不適正利用等に関して罰則を導入することも考えられるが、マナーづくりを図ることを目的としているため、罰則を課すことは考えていないために罰則を導入しないとしている地方公共団体があるなど、罰則を導入している地方公共団体が無いこと
- ・施設の不適切な利用について罰則を設けることは、他の社会における行為や他法令とのバランスの問題があること

■ 不適正駐車対策の取組事例(施設設置管理者による取組)

- ・対象となる駐車区画の入り口に、機械式のゲートを設置。
- ・ゲートの開閉は車番認証式となっており、事前登録した車両のみが、駐車可能。
- ・開閉装置に設置されているインターホンから当日申請を行うことも可能。
- ・この他にも駐車区画は確保されており、登録車両以外はそちらで駐車可能。



ナンバー認証にて自動でゲートが開き入場できます。

今後の調査方針

- 都道府県等や施設設置管理者が**連携して不適正駐車対策を行うためのハード・ソフトの取組**について調査するとともに、**罰則も含めた有効な不適正駐車対策のあり方**について検討

※ 検討にあたっては、上記とともに弁護士等より罰則規定のあり方に関するご意見をヒアリング 等

論点5. その他の課題

都道府県・市町村における実務負担への対応について

- パーキング・パーミット制度の利用対象者が多い等により、利用証の交付等の制度の運用にあたってのコスト等が課題。
- 制度導入にあたり市町村や施設管理者等の関係者と連携した駐車区画の確保や不適正駐車対策の取組が進められているものの、実務負担が課題。

パーキング・パーミット制度の相互利用のより一層の促進について

- 利用対象者の要件や、制度の名称、利用証のデザイン、施設での表示方法が制度を運用する府県市ごとに異なっており、分かりにくい等の課題。
- 例えば利用証の種類(色)により、駐車可能な駐車区画により分類する事例や利用証の期間によって、分類する事例がある。

利用対象区画の違いによって区分する事例(奈良県)



駐車区画やカラーコーンに利用証と同じマークが掲示されている。

利用証の期間の違いによって区分する事例(佐賀県)



- ・グリーンの利用証
長期間歩行が困難な方に、5年間の有効期限で発行。有効期限の半年前から更新可能
- ・オレンジの利用証
一定の期間で歩行が困難な方に、原則1年未満の有効期限で発行。特別な理由がなければ更新不可

(参考)基本構想等バリアフリー法に基づく制度との連携について

- 基本構想においてパーキング・パーミット制度を位置づけ、適正利用の推進等に取り組む例

川口市バリアフリー基本構想

10 心のバリアフリーとその他の取組

(2) 車いす使用者用駐車施設の適正な利用の促進<川口市おもしろい駐車場制度>

(前略)

本市では、平成22年1月から「川口市おもしろい駐車場制度」として、対象となる方へ利用証を発行することにより、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を促進する取組を行っています。

また、平成27年1月からは、「パーキングパーミット制度」を導入する自治体間での相互利用が可能となっています。

なお、今後も同制度の普及による意識の向上と協力施設の維持拡大に努めます。

調査1. 車椅子利用者用駐車施設等の実態調査（都道府県等調査）

■地方公共団体向けアンケート調査

調査の考え方

車椅子利用者用駐車施設の利用対象者のほか、パーキング・パーミット制度の運用実態や課題等について都道府県等調査により確認

調査内容(案)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国の都道府県 ➤ パーキング・パーミット制度を導入又は導入意向のある市町村
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アンケート調査 ➤ パーキング・パーミット制度導入済み府県市の要綱等の調査
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>車椅子利用者用駐車施設の利用対象者についての考え方</u> ➤ <u>パーキング・パーミット制度の運用実態</u> <ul style="list-style-type: none"> • 利用証の交付対象者(利用証交付実績等を含む。)と利用対象区画 • 区画幅・用途に応じた区画数の確保の状況と当該区画の利用実態 • 制度の今後の運用方針 ➤ <u>制度運用上の課題とその対策</u> <ul style="list-style-type: none"> • 必要な区画数確保や不適正駐車対策についての具体的取組の有無及び取組内容 • 制度創設前や制度創設時点からの適正利用についての改善等の状況 • 制度の運用又は導入にあたり支障となっている課題 • 全国的な制度とすることについての考え方(制度の運用を統一すべき事項等)

調査2. 適正利用のための事例調査（施設設置管理者等調査）

■施設設置管理者等向けヒアリング調査

調査の考え方

必要な区画数の確保や不適正駐車対策等といった制度上の課題に対応した各施設設置管理者等のハード・ソフトの先進的な取組をヒアリング調査により確認

調査内容(案)

対象者	以下の施設の施設設置管理者等 ➤ 官公庁・公共施設（都道府県等調査により事例の有無を確認） ➤ 商業施設 ➤ 医療・福祉施設 ➤ 旅客施設
調査方法	➤ ヒアリング調査（事例収集）
主な調査項目	➤ <u>実施している車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関する広報啓発の取組</u> ➤ <u>区画確保等の取組（空き状況表示等）</u> ➤ <u>不適正駐車に対するハード・ソフト両面における具体的対策</u> ➤ <u>個別の先進事例（例えば、デジタルトランスフォーメーションやICT等を活用した先進的な検討例）</u>

調査3. その他の調査

■制度のあり方についての有識者ヒアリング

調査の考え方

車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の範囲や不適正利用に対する罰則導入等について専門的見地からのご意見をヒアリング調査。

調査内容(案)	
ヒアリングの観点	<ul style="list-style-type: none">➢ 理学療法士等の専門家(車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の範囲の観点)➢ 弁護士(適正利用のための罰則導入の検討の観点) ※上記のほか、各論点について、専門的見地からのヒアリング対象を検討

■利用状況調査

調査の考え方

国土交通省モニターアンケートを活用して、車椅子使用者用駐車施設等について調査。
※あわせて、引き続き、適正利用の推進に向けた国民向けキャンペーンを実施。

調査内容(案)	
対象者	➢ 国土交通行政インターネットモニター制度登録者(対象者:1,000人)
調査項目	<ul style="list-style-type: none">➢ 回答者の属性➢ 車椅子使用者用駐車施設の認知度➢ 車椅子使用者用駐車施設への駐車実績の有無及び利用した理由➢ 適正利用のための各種の取組の必要性